

# 有機無限大（∞）チャレンジ推進事業（ふくしまオーガニック魅力発信業務）業務委託 公募型プロポーザル募集要領

## 1 業務目的

東日本大震災に伴う原子力発電所の事故以来、県産農産物に対する安全性への風評被害が長期化し、特に「安全」のイメージが強い有機農産物においては、その影響が顕著であり、依然として県外消費者の一部には「福島県産=不安」という固定的イメージが残っている。

そこで、根強い風評・イメージの固定化の解消や県外への効果的な情報発信、オーガニックビレッジ等との地域間連携・自治体間連携を図るため、県外で開催されるオーガニック関連イベントへの出展や首都圏の消費者を対象とした情報発信等を実施する。

## 2 業務概要・仕様

### (1) 委託業務名

有機無限大（∞）チャレンジ推進事業（ふくしまオーガニック魅力発信業務）

### (2) 見積限度額

47,728千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

※提案された企画内容を実施するために必要となるすべての経費を含む。

### (3) 業務内容・仕様

#### ア 県外のオーガニック関連イベントでのPR

##### (ア) 出展イベント

- ・以下のイベントを含め、2回以上出展すること。

オーガニックライフスタイルEXPO West in 京都2026

オーガニックライフスタイルEXPO East in 東京2026

ただし、よりPR効果の高いイベントがある場合は、この限りでは無い。

##### (イ) 出展内容

- ・イベント出展に際して本県のオーガニックビレッジと連携し、県及びオーガニックビレッジの取組を一体的にPRすること。
- ・小間数は4小間以上とし、十分なPRスペースを確保すること。
- ・県及び各オーガニックビレッジのコーナーを設け、それぞれの取組の紹介等を実施すること。  
なお、県及び各オーガニックビレッジのPRツールを制作し、効果的なPRができるようブースを開設すること。

##### (ウ) 旅費の負担

- ・出展に際して、各オーガニックビレッジからの対応職員の交通費・宿泊費を手当てすること。

##### (エ) 企画・準備・運営等

- ・各オーガニックビレッジ等との連絡調整、イベント出展の企画・準備・管理運営全般を行うこと。

##### (オ) アンケートの実施及び効果検証

- ・来場者を対象としたアンケート調査を実施すること。
- ・来場者属性、関心内容、認知度等を把握すること。なお、アンケートの内容は県と協議の上、決定する。
- ・結果を分析し、実施報告書に反映させること。

## イ 首都圏駅でのPR広告

### (ア) 広告内容

以下の内容を盛り込んだPR広告を企画・制作すること。

- ・福島県の有機農業推進の取組
- ・各オーガニックビレッジの紹介
- ・ウの有機農産物マルシェの開催告知（日時・場所等）

### (イ) 掲出場所

- ・マルシェ開催駅又はその沿線の主要駅の駅構内（改札内外、通路、デジタルサイネージ等）に掲出すること。なお、具体的な掲出場所・媒体は県と協議の上決定する。

### (ウ) 掲出期間

- ・マルシェ開催前とし、効果的な期間を設定すること。

### (エ) デザイン・表現

- ・有機農業・有機農産物の価値が直感的に伝わるデザインとすること。
- ・消費者に訴求する分かりやすい表現とすること。

### (オ) 効果検証・分析

- ・実施した広告の結果について、効果の検証及び分析を行うとともに、これらをまとめたレポートを作成し、環境保全農業課へ報告を行う。

## ウ 首都圏駅でのマルシェの開催

### (ア) 開催場所

- ・首都圏（東京都及び近県）の主要駅構内又は駅隣接施設で、集客力及び視認性が高い場所とすること。

### (イ) 開催回数・時期・期間

- ・1回以上開催すること。
- ・7月～11月で効果的な時期に2日間開催すること。ただし、2回以上開催する場合は、2回目以降は1日開催でも構わない。

### (ウ) マルシェの内容

- ・有機農産物生産者（組織）等、各オーガニックビレッジ、県によるブースを概ね20ブース設けること。ただし、2回以上開催する場合は、2回目以降は概ね10ブース設けること。
- ・ブースの位置によって、来場者数が偏ることのないよう、動線を考慮した配置にすること。
- ・本県の有機農業や有機農産物等の魅力をPRするための企画展示等を県と協議のうえ行うこと。
- ・試食、パンフレット配布、取組のPR展示等、来場者の理解促進につながる工夫を行うこと。

### (エ) 旅費の負担

- ・マルシェ開催に際して、出展者及び各オーガニックビレッジからの対応職員の交通費・宿泊費を手当てすること。

### (オ) 運営管理

- ・出展者（生産者、各オーガニックビレッジ等）との連絡調整を行うこと。
- ・会場設営・撤去、什器の手配等を行うこと。
- ・必要な各種申請・許認可の対応を行うこと。
- ・安全管理、衛生管理、混雑対策等を実施すること。
- ・屋外スペースで開催する場合、天候を考慮した設営とすること。

(カ) アンケートの実施及び効果検証

- ・来場者を対象としたアンケート調査を実施すること。
- ・来場者属性、関心内容、認知度等を把握すること。なお、アンケートの内容は県と協議の上、決定する。
- ・結果を分析し、実施報告書に反映させること。

エ その他

上記のほか、目的を達成するために必要な業務があれば、当該業務について提案すること。

(4) 委託契約期間

契約の日から令和9年3月5日（金）まで

(5) その他

当業務は、今後、福島県における予算の執行が可能となったときに確定するものである。

### 3 企画提案書の提出

(1) 企画提案書

以下の「提案1」から「提案5」までを記載した企画提案書を提出すること。

**提案1：業務の考え方**

県外消費者に対し、県および各オーガニックビレッジの取組について効果的に理解促進を図るとともに、その取組を県内の有機農業の取組拡大に結び付けるための方策を提案すること。

**提案2：業務の取組内容**

2の業務概要・仕様に基づき提案すること。その他、業務を効果的に実施するために行う独自の提案があれば提案すること。

**提案3：業務の効果測定**

業務を評価するための定量的な評価項目を設定すること。  
また、業務の効果を検証する方法を提案すること。

**提案4：業務の実施体制**

業務の目的を達成するための業務実施体制について提案すること。

なお、本業務の遂行に当たっては、十分な経験を有する者を総括責任者として専従させることとし、専従予定者の所属・氏名を明記すること。

**提案5：積算見積書**

業務に要する費用について、それぞれの費目ごとの内訳がわかるよう記載すること（人件費、交通費、通信費、運搬費、印刷費等）。

(2) 県から受注した委託業務実績一覧（令和3年度～令和7年度）

(3) 様式

様式は任意とするが、全体（提案1～5）でA4横版の両面10枚以内（20頁以内）とする。  
(表紙はカウントしない。必要に応じてA3版の折り込みも可とするが、片面2頁としてカウントする。)

(4) 提出部数

提出部数は10部とする。

※ 提出書類の作成、プレゼンテーションに要する経費は全て提案者の負担とし、謝礼金等の支払いは行わない。また、提出書類等は返還しない。

## 4 業務委託候補者の選定

### (1) 選定方式

公募型プロポーザル

#### ア 参加資格審査

参加者の参加申込書の内容及び参加資格要否の適否を確認する。

#### イ 一次審査

参加者の企画提案書について書面審査を行い、二次審査におけるヒアリング対象者を選定する。

#### ウ 二次審査

一次審査で選定された対象者が、審査会において企画提案書のプレゼンテーションを実施する。県は、審査会でのヒアリングを行うとともに、総合的に評価し業務委託候補者（随意契約の候補者）を選定する。

### (2) 審査基準及び配点

下記の審査項目において、評価基準により評価する。

審査項目	配点	評価基準
1 業務の考え方	10点	本県の有機農産物の消費流通状況及び有機農業の拡大に向けた取組に係る理解度・適格性 等
2 業務の取組内容	50点	業務の内容・運営手法、訴求力、効果、履行の確実性 等
3 業務の効果測定	10点	評価項目、効果検証の方法の適切性 等
4 業務の実施体制	10点	実施体制、業務遂行能力 等
5 業務に要する費用の妥当性	20点	事業費の妥当性、適正かつ効率的な実施計画 等

## 5 募集要領等の入手方法

募集要領及び参加申込書等の様式については、福島県農林水産部環境保全農業課のホームページからダウンロードして入手すること。

## 6 質問、参加申込及び企画提案書の提出等

### (1) 質問書の提出

#### ア 提出書類

質問書（第1号様式）

#### イ 提出期限

令和8年2月20日（金）17時まで

#### ウ 提出方法

郵送、持参、FAX又は電子メールによること。

#### エ その他

FAX又は電子メールで送信後は、電話で着信を確認すること。

#### オ 回答方法

提出された全ての質問及び回答については、令和8年2月24日（火）までに環境保全農業課ホームページに掲載するので、その内容を確認すること。

(2) 参加申込

ア 提出書類

(ア) 参加申込書（第2号様式）

(イ) 会社の概要や実施業務分野が記載されたパンフレット（1部）等

イ 提出期限

令和8年2月27日（金）12時まで

ウ 提出方法

郵送、持参、FAX又は電子メールによること。

エ その他

FAX又は電子メールで送信後は、電話で着信を確認すること。

(3) 企画提案書の提出期限

ア 提出書類

3に記載のとおり

イ 提出期限

令和8年3月12日（木）17時まで

ウ 提出方法

郵送又は持参（FAX及び電子メールによる提出は受け付けません）

## 7 参加資格審査結果の発表及び通知

(1) 期　　日：令和8年3月2日（月）

(2) 審査方法：書類審査により決定する。

(3) 発表方法：参加申込書を提出したプロポーザル参加希望業者に対して、電子メール等で通知する。

## 8 一次審査結果の発表及び通知

(1) 期　　日：令和8年3月16日（月）（予定）

(2) 審査方法：書類審査により決定する。

(3) 発表方法：企画提案書を提出したプロポーザル参加者に対して、電子メール等で通知する。

(4) 審査結果に関する開示請求：選定されなかった者は、その審査結果通知日の翌日から起算して2週間以内に選定されなかった理由を書面により求めることができる。また、その開示は書面にて行い、請求書が到達した日から10日以内に通知する。

## 9 二次審査会

(1) 日時：令和8年3月18日（水）（予定）

(2) その他

ア 正式な開催日時及び場所は別途通知する。

イ プrezentation時間は25分以内（15分間の説明、10分以内の質疑）とする。

ウ その他参考資料（プレゼンボード、写真等）の持ち込みは可とするが、追加資料の配布は認めない。

## 10 二次審査結果の発表及び通知

- (1) 期日：令和8年3月19日（木）（予定）
- (2) 審査方法：審査会により決定する。
- (3) 発表方法：審査会参加者全員に対し、電子メール等で通知する。審査結果は環境保全農業課のホームページに掲載し、業務委託候補者を公表する。
- (4) 審査結果に関する開示請求：選定されなかった者は、その審査結果通知の日の翌日から起算して2週間以内に選定されなかった理由を書面により求めることができる。また、その開示は書面にて行い、請求書が到達した日から10日以内に通知する。

## 11 主なスケジュール

項目	日程
プロポーザル募集要領のHPによる公表	令和8年2月18日（水）
質問書の提出期限	令和8年2月20日（金）17時まで
質問書への回答	令和8年2月24日（火）
参加申込書の申込期限	令和8年2月27日（金）12時まで
参加資格審査結果の発表及び通知	令和8年3月2日（月）
企画提案書の提出期限	令和8年3月12日（木）17時まで
一次審査結果の発表及び通知	令和8年3月16日（月）（予定）
二次審査会	令和8年3月18日（水）（予定）
二次審査結果の通知	令和8年3月19日（木）（予定）

## 12 参加申込書、企画提案書等の提出先及び問合せ先

〒960-8670

福島県福島市杉妻町2番16号（西庁舎9階）

福島県農林水産部環境保全農業課（担当：桑名）

電話 024-521-7453 FAX 024-521-7938

E-mail kankyouhozen\_nougyou@pref.fukushima.lg.jp

## 13 参加資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たした者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、本県における入札参加資格制限措置要綱等の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。  
ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に

実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(5) 県税を滞納している者でないこと。

(6) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

(7) 常に連絡調整できるように、体制を整えておける者であること。

(8) その他、県との協議に柔軟、真摯に対応できること。

## 14 不適格事項

この要領に定める手続以外の方法により、参加者が審査委員又は関係者に本企画プロポーザルに関する援助を直接又は間接に求めた場合、その参加者を失格とする。

また、提出書類が次のいずれかに該当した場合についても同様とする。

(1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

(2) 作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの

(3) 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの

(4) 虚偽の内容が記載されているもの

(5) 積算額が予算額を超過するもの

## 15 契約手続

本事業に関して最も優れた提案を行った者(契約候補者)と業務委託契約の見積合わせを実施する。

なお、この手続に参加した者が、13の(1)から(8)のいずれかを満たさないこととなった場合、又は見積合わせの結果、契約締結までに至らなかった場合は、契約の締結を行わないことがある。この場合、次点者と契約の見積合わせを行う。

また、本事業の業務委託仕様書は契約候補者が提出した企画提案書をもとに作成するが、本事業の目的達成のために必要と認められる場合には、県と契約候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託書を作成することがある。この場合において、契約候補者との協議が整わなかつた場合、次点者と協議を行う。

## 16 その他

(1) 採用した作品等の権利は、全て福島県に帰属するものとする。

(2) 当該業務として作成した各コンテンツは、福島県のホームページ等での二次使用、また、ポスター、パンフレット等への掲載を行う場合がある。

なお、福島県が二次使用するにあたり、第三者の有する著作権その他の権利を侵害することがないよう、制作にあたっては必要な許諾を得ること。

(3) 企画提案のあった規模等を下回ることはできないため、実現可能な提案とすること。

(4) 仮に、実施計画書の内容を実施できない場合には、県と協議の上、それに匹敵する内容、活動に変更することが可能であるが、内容によっては、委託料の減額となることがある。